

平成27年度神奈川県立都市公園物販・軽飲食店出店者募集（その2）に係る条件等

1. 総合条件

全募集区分単位に係わる条件となります。

(1) 申請資格

物販・軽飲食店出店者の申請資格は、下記の条件を全て満たす法人又は個人とします。

① 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。（以下「更正手続開始の申立て」という。）をした者又は更正手続開始申立てをされた者

ただし、同法第41条第1項の手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

ウ 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てした者又は申立てをなされた者

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされた者とみなす。

エ 地方税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）、国税を滞納している者

オ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金及び中小企業においては役員借入金を控除した額とする。）を上回っている者

カ 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の20%を超える額の欠損を生じている者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者

ケ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

を役員に含む者

- ② 申請者は、以下の条件を満たしていること。

ア 直近の過去3年以上連続して物販・軽飲食店の営業実績があること。店舗責任者となる者及び代表者個人の実績でも構いません。

イ 過去5年間（平成21年9月1日から平成26年8月31日まで）において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

(2) 物販・軽飲食店の設置運営形態

- ① 出店者は、当該公園の指定管理者である（公財）神奈川県公園協会（以下「公園協会」という。）と契約を締結し、物販・軽飲食店を設置・運営します。
- ② 契約期間は、平成27年6月下旬から平成27年のプール開業期間終了までとするが、契約期間満了前に契約更新審査を受けていただき、その結果問題が無ければ原則更新します。契約更新期限は、毎年契約更新とし、平成31年のプール開業期間までの約5年間とします。
- ③ 物販・軽飲食店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける軽飲食店その他これらに類するものを除きます。

(3) 経費負担等

出店・営業にあたっての必要経費は、すべて出店者の負担とします。

- ① 公園土地建物使用料及び光熱水費

神奈川県に納める公園土地建物使用料及び光熱水費は全て、出店者の負担とし、公園協会が立替え払いして出店者へ公園協会から請求します。

- ② 物販・軽飲食店の店舗改装費

原則として、電気・水道・下水道・ガス・電話等の工事を含む店舗改装に係る費用全般は、出店者の負担とします。

出店者の企画提案内容の実施に必要な店舗改装等（備品調達も含む）に係る費用全般は出店者の負担とします。

- ③ 物販・軽飲食店の運営費、維持管理費

店舗及びこれに付属する施設の運営費、修繕等にかかる維持管理費

- ④ 契約終了時（契約更新しない場合）又は解除時の設置物取壊し等の原状復旧費用

(4) 物販・軽飲食店の営業条件等

- ① 営業日及び営業時間

プールは毎日営業しますが、悪天候及び水温の低下等により休業する場合がありますので、その場合には売店も含め休業となります。

プールの営業時間は、保土ヶ谷公園は9時から17時まで、辻堂海浜公園は18時までです。

- ② 営業料

最低営業料（募集単位ごとに設定、別表参照）を踏まえ、良好な営業料率を提案

して下さい。なお、上記の最低営業料を下回る提案料率は失格となります。

また、契約後、大幅な物価変動等があった場合には、営業料率等の変更協議に応じます。

③ メニュー、販売品目及び価格について

ア 幼児から高齢者まで幅広い公園利用者層と、多様な利用目的を意識したメニュー、販売品目で、かつ利用しやすい価格を設定して下さい。

イ 公園周辺の地域の地産物や地域性等を活かしたメニュー、販売品目を提案して下さい。

ウ メニュー及び販売品目の詳細については、出店者選定後に公園協会と協議して下さい。なお、花火、成人向け雑誌等については、販売できません。

④ その他

ごみ対策や環境配慮、その他提案したい内容をお示し下さい。

(5) 営業報告及び会計記録

① 毎月の営業報告を求めます。毎月の営業報告は、翌月 5 日までに書面にて当該公園管理事務所へ提出して下さい。その報告書をもとに営業料等の請求をさせていただきます。

② 決算期毎の財務諸表を公園協会は、提出を求めることができます。その際には、速やかに提出をお願いします。

③ 会計記録について、当該店舗営業業務に関するすべての会計帳簿、会計書類その他の証憑（以下、「会計記録」という。）を出店者の経営する他の事業の会計記録と区分して整理し、これを保存して置いて下さい。場合により公園協会が会計記録の開示を求めることがあります。

④ 定期的に公園協会と出店者にて連絡会を開催し、お互いに状況報告、情報共有等の話し合いの場を持つものとします。

(6) 施設設備等について

① 公園施設を破損又は損傷した場合は、その損害を賠償していただきます。

(7) その他の条件

① 壁面・屋外広告等について、当該の公園にふさわしいデザイン、色合いとなるよう工夫を凝らして下さい。また、店舗外観についても同様の工夫をして下さい。

② 店舗の営業等に必要な各種法令に基づく許認可、届出などは、全て出店者の負担により取得して下さい。ただし神奈川県立都市公園内での店舗営業に係わる許可申請は、出店者の企画提案をもとに公園協会が行います。

③ 出店者が選定され、営業を開始後、企画提案書において提示された主たるメニュー、販売品目の種類・価格を改定しようとする場合は、公園協会と事前協議し、了承を得て下さい。また、場合により公園内での店舗営業に係わる許可事項の変更をしなければならないことがあります。

- ④ 従業員の接遇教育を実施し、常に良好なサービスの提供に努めて下さい。
- ⑤ 廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は、出店者の責任において適正に行ってください。公園により保管場所、搬出方法が限定される場合があります。必要に応じて公園協会と事前協議し、了承を得てください。
- ⑥ 電気、水道施設等の公園施設の不具合により出店者に損失が生じても、公園協会はその損失を補償しません。
- ⑦ 出店者選定後、契約締結までの間において、公園協会が求める条件等を満たせなかった場合は、決定を取り消すことがあります。決定の取り消しにより、出店者に損失が生じても、公園協会は、その損失を補償しません。
- ⑧ 物販・軽飲食店専用の駐車場は、ありません。
- ⑨ 契約満了又は契約解除時において、公園協会の指定する期日までに設置物等を取り壊し、原状に回復して返還して下さい。なお、公園協会が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りではありません。
- ⑩ 園内の商品資材等の搬入については、公園協会が指定するルートにより搬入し、公園利用者に配慮して行って下さい。
- ⑪ 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底して下さい。
- ⑫ 出店者選定後、営業する権利を他人に譲渡又は再委託しないでください。出店者が直接営業するものとし、事業者がフランチャイズ制をとり、テナントの営業者を募集する方式は認められません。ただし、再委託が本業務の一部である場合は、公園協会と事前協議し、了承を得られればこの限りではありません。
- ⑬ 店舗に係わる広報活動については、公園協会と事前協議し、了承を得てください。
- ⑭ 当該公園の案内対応（施設案内、利用案内）、緑化推進、イベントへの協力等、公園全体の魅力アップに向けて積極的に努めるものとします。
- ⑮ 当該店舗周辺の落ち葉・ゴミ清掃や草取り等、清潔な環境づくりに積極的に努めるものとします。
- ⑯ 発災時においては、公園協会と連携の上、被災者等の受け入れを積極的に実施するものとします。なお、その際に発生した費用については、公園協会と協議の上、一部費用を負担していただく場合があります。

2. 保土ヶ谷公園の条件等

(1) 公園の概要等

① 公園の概要

ア 所在地：横浜市保土ヶ谷区花見台・明神台・仏向町地内

イ 面積：34.7ha

ウ 公園種別：運動公園

エ 駐車場（有料）：最大800台（普通車791台、大型車10台、身障者用7台）

② 公園の実績

ア 年間来園者数：約 710,000 人

イ 年間駐車場利用台数：約 130,000 台

③ その他

公園の主要施設等、その他概要等については、保土ヶ谷公園ホームページを参照して下さい。URL：<http://www.kanagawa-park.or.jp/hodogaya/index.html>

④ プール常設売店

ア プール施設内は、アルコール類の販売は禁止です。

イ 清涼飲料等について、ビン及び缶の販売は禁止です。

ウ プール施設内で使用する水着等の物販をして下さい。

⑤ 硬式野球場内売店 1

ア アルコール類の販売は可能ですが、ヨコハマスタジアム等で行われている観客席にて売り子による販売方法は禁止されています。

イ 店舗内での調理は可能ですが、ガス等炎の出る器具の使用はできませんので、電気調理器具のみの利用となります。また現在単相 200V の店舗への引込はありませんが、出店者の費用負担により引込及びアンペア用量の増加は可能です。また、その工事等については、公園協会の指定業者の実施に限ります。

ウ 商品の販売価格について、ビン缶ペットボトルの清涼飲料及び同一の飲食物等について、場合により他店舗との価格調整及び統一を図らせていただくことがあります。

3. 辻堂海浜公園の条件等

(1) 公園の概要等

① 公園の概要

ア 所在地：藤沢市辻堂西海岸 3-2

イ 面積：19.9ha

ウ 公園種別：総合公園

エ 駐車場（有料）：東駐車場普通車 499 台（内身障者用 9 台）、西駐車場普通車 301 台（内身障者用 5 台）、合計 800 台

② 公園の実績

ア 年間来園者数：約 1,630,000 人

イ 年間駐車場利用台数：約 210,000 台

③ その他

公園の主要施設等、その他概要等については、辻堂海浜公園ホームページを参照して下さい。URL：<http://www.kanagawa-park.or.jp/tujidou/>

④ プール内仮設売店：8.88㎡ *現地を十分に確認して下さい。

ア 公園土地建物使用料

プール内仮設売店：プール開場期間中 569 円（平成 26 年度実績）

仮設店舗規模等については、要協議とします。

- イ プール内売店の見学等については、プール閉場期のため店舗及び店舗内の見学はできません。ついで、プール施設外周からの確認となります。
- ウ こたわりのある独自性のメニューの提供を主とした店舗運営を目的とします。
- エ 店舗外装等にも工夫をこらした提案として下さい。しかしながら、一部店舗景観の統一性を図るため、公園の要望どおりにしていただく場合があります。
- オ プール施設内は、アルコール類の販売は禁止です。
- カ 清涼飲料等について、ビン及び缶の販売は禁止です。
- キ プール開業期間中以外の仮設店舗の設置はできません。プール開業期間終了後直ちに撤去して下さい。

別表

○募集単位ごとの最低営業料率一覧表

公園名	募集単位	施設名	店舗のタイプ	選定者数	最低営業率
保土ヶ谷公園	保 4	・プール常設売店	売店 C	出店者 1 名	17%
		・硬式野球場内売店 1			
辻堂海浜公園	辻 4	・プール内仮設売店	売店 D	出店者 1 名	20%